

# 令和元年度 第1回豊川市公契約審議会 議事録

## 1 日時

令和元年11月13日（水） 午後2時00分～午後3時35分

## 2 会場

豊川市役所 委員会室

## 3 議題

- (1) 労働報酬下限額について
- (2) 労働報酬下限額の取扱いについて

## 4 出席者

### 委員

金井 幸子（愛知大学法学部 准教授）

渡辺 裕一郎（愛知県社会保険労務士会 三河東支部）

大村 幸司（豊川商工会議所 建設関連部会長）

瀬野 弘志（日本労働組合総連合会 愛知県連合会 三河東地域協議会事務局長）

長坂 和俊（愛知県労働者福祉協議会 東三河支部長）

### 事務局

財産管理監

飛安 毅

総務部次長

荒木 誠二

総務部契約検査課課長

富田 宜孝

総務部契約検査課課長補佐

林 健史

総務部契約検査課契約係長

鬼頭 貴子

## 5 会議の公開の可否

公開

## 6 傍聴者

1名

## 1 開会

## 2 新委員について

令和元年11月1日付けで事業者代表の松下紀人委員から長谷川完一郎委員へ変更となったことを報告しました。

## 3 会長あいさつ

## 4 平成30年度審議会の答申について

資料1を事務局より説明

質疑・意見等なし

## 5 特定公契約の状況について

### (1) 令和元年度特定公契約一覧表(9/30時点)

資料2を事務局より説明

質疑・意見等

#### 【委員】

予定価格1億以上の案件で、「見習い・正規雇用・年齢25歳」と書いてあり、新卒3年目ということですが、見習いの定義と言いますか、業界で言うところの定義があるのか、その関係性を教えてください。

#### 【事務局】

見習いというもの自体に定義があるわけではなく、経験年数が足りないですとか、そういったことで、一般的な雇用さえている方より賃金が低く雇用されていることを本人が納得してみえる方と捉えております。労働環境確認書を提出いただく際に窓口で、本人が納得されているか口頭で確認しております。

#### 【委員】

わたしも若干気になっていまして、いつまでも見習いと言われてしまうと、いつまでもこの金額でいかないといけないということになりますし、いくら本人が納得していると言っても、若い年代の方ですので使用者に対して嫌とはなかなか言えない中でやっていくわけですので、気になるところではありますね。

#### 【委員】

雇用契約するときに、一般の企業で言うと、見習いと言いますか、試行という言い方をよくしていますけど、入社何年目まではその期間にあてはめますというような何かが、企業と個人の間で冒頭にあると思います。だから、本人が納得して、それを適用していると思いますけど、そういうものがまったくなくなると、永久的に見習いかという心配はあります。もう少し砕いて言うと、仕事が遅いとか出来が悪いから見習い、としてしまうとまずいですね。雇用契約を結ぶときに就業規則的なものがあると思いますが、そこまでは取り寄せてないですよ。

**【事務局】**

実際の雇用状況となると、何らかの形で一般の方とは違いますという表現があるとは思いますが、そこまでは提出書類として確認はしていません。

**【委員】**

そうですね。一般的には就業規則に盛り込まれる事項ではあります。それは合意性がないと拘束力を持ちませんので、何かしらあるのかなという気はします。

**【委員】**

3年というのはあまり見たことがないかなと思います。試用期間が1年を超えるというのはあまりない気がします。

**【委員】**

そうですね、通常、半年から1年ですよ。

**【委員】**

本人合意のもと会社が決めるということでしたよね。

**【委員】**

機械器具設置という業種ですが、長年技術を磨いてから熟練の域に達するというような事情があるのでしょうか。

**【事務局】**

この工事だけで考えると、高圧受電盤更新工事ということですので、弱電の系統の工事になるかと思います。資格を取るのに少し時間がかかるとか、材料を運ぶだけの仕事をされているとか、そういう方は見えるかと思います。この方がそうかはわかりませんが、考えられる範囲としては、そういう作業があるのかなと思います。

**【委員】**

補助作業ということですよ。考えられるのは、資格がないと、その作業をしてはいけない、たとえば特殊溶接などで、免許がないとその溶接をしてはいけないという場合、現場に複数人いて、その作業ができる資格のある人と、補助作業をする人がいるとなると、3年というのも発生する可能性はあると思います。細かな内容がないと、判断できませんが。

**【事務局】**

資格のある方に付いてできる作業というのも多いかと思います。そういうケースがほとんどかと思います。

**【委員】**

かなり賃金額が低いので、気になるところではあります。

**【委員】**

この資料だけでは判断がつかないと思いますが、3年で見習いかという感じはします。

**【委員】**

詳しい事情がわからないので、何ともしがたいところでしょうか。

**【事務局】**

また、このような事例があった場合は、もう少し窓口で聞き取りをしたいと思います。

**【会長】**

そうですね。お願いします。

そのほかいかがでしょうか。年金受給者の方は本人が望んでということなので問題ないかなと思います。

**(2) アンケート結果（平成29・30年度の労働環境確認対象業者）**

資料3・資料3-1・資料3-2を事務局より説明

質疑・意見等

**【委員】**

アンケート回答者には、入札に参加したが落札していない業者も含まれますか。

**【事務局】**

29年度・30年度に落札された業者で、特定公契約の基準と同じ業者です。

**【委員】**

そうなりますと、資料3-2の5ページの間11の記述が気になります。「各社が本当に取り組んでいないと平等でない、義務を果たしていないのでしっかり確認して欲しい」とありますが、そういう業者があるのかなと思ってしまいます。

**【事務局】**

今回アンケートを取ったのは、労働環境確認書の提出があった業者ですので、確認書を出していない、公契約条例の対象になっていない契約を落札した業者はどうかという記述だと考えています。今は限定した案件で労働環境確認を行っていますが、それ以外の業者にも、平等となるようにPRをしていきたいと思っています。

**【委員】**

資料3の2ページに「今後は、労働報酬下限額の設問についてもアンケートを行いたい」と書かれていますが、どのような設問を想定されていますか。労働報酬下限額は適正ですか、というような内容でしょうか。

**【事務局】**

労働報酬下限額を設定していない段階でのアンケートであり、今年度から労働報酬下限額の設定を行ったので、その辺りをにらみながら、たとえば、設計労務単価の75%で適正かどうかといったような内容など、具体的なアンケート項目については今後詰めていきたいと考えています。

**【委員】**

そういった内容はあった方が良いのかなと思います。

**【委員】**

資料3-1と3-2の間3で「労働環境状況事項を当該工事に従事する労働者へ周知することになっています」とありますが、「労働環境状況事項」とは何を指しますか。労働環境確認書のことでしょうか。

**【事務局】**

工事現場などで、「この工事は特定公契約で、労働環境確認の対象工事です」というような表示してもらって、労働報酬下限額が適用されることが判るように周知してもらおうということです。

**【委員】**

受注者がそういった文書を作るのでしょうか。それとも、これを掲示してくださいというものがありますか。

**【事務局】**

そのとおりでなくても結構ですが、こういった内容で掲示をお願いしますという案を作成してお渡ししています。

**【会長】**

回答率が建設工事は50%台で、業務委託は90%という違いがどうしてなのかなという感想は持ちましたが、アンケート結果は概ね良好であるということですね。事務手続きが煩雑になるなどの問題点についてはアンケートから判ってきたことなので、今後検討していかないといけないかと思います。

## 6 議題

### (1) 労働報酬下限額について

資料4中「労働報酬下限額設定区分」を事務局より説明  
質疑・意見等なし

資料4中「⑦工事請負契約（公共工事設計労務単価設定あり）」を事務局より説明  
質疑・意見等

**【会長】**

事務局の提案は、本年度と変わらず75%ということですが、問題ないということによろしいでしょうか。

**【委員】**

豊橋市も初めの2年間は75%でしたね。豊橋市が3年目から77%にした理由は  
何でしょうか。

**【委員】**

豊橋市でも委員をやっていますが、労働環境を良くしていこうという議論の中で、  
初年度は安全を見て75%ということでしたが、アンケートなどを踏まえて、数値を  
少しでも良くしていこうという中で、毎年率を上げていこうというわけではないので  
すが、77%にした経緯があります。働く者の立場から言えば、上げていった方が良  
いとは思いますが、中小企業が多いですし、豊川市は2年目ということから見ますと、  
上げたいという思いはありながらも、これで良いのではないかと思います。

**【会長】**

他都市を見ますと、2年くらいしてから挙げているところが多いですね。施行後す  
ぐに上げるのは事業者の方も大変という印象ですね。

ご提案へのご異議がないということによろしいですか。

委員の方が周りの方に聞いていただいて、また次回意見をいただくということもあ  
るということですよ。ひとまずは、ご提案の75%ということにさせていただきた  
いと思います。

資料4中「④公共工事設計労務単価が設定されていない職種について」を事務局より  
説明

質疑・意見等なし

資料4中「⑤業務委託契約・指定管理協定」を説明

質疑・意見等

**【会長】**

こちらも本年度と同様ということでしょうか。

**【事務局】**

今年度は、臨時職員の最低賃金と地域別最低賃金の1%上乗せした額のどちらか高  
い方ということで決めさせていただいておりますので、今回は片方が生き残りますの  
で、そこが変わったところです。

**【委員】**

最低賃金の1%上乗せとして、臨時職員の賃金は使わないということですね。理由  
としては、地方自治法改正により臨時職員の賃金が非常に上がったという現状がある  
ということですね。

**【事務局】**

基準となるものが変わっていますので、そのまま比較ができなくなり、最低賃金の

1%上乗せとしました。

**【会長】**

最低賃金の上がり方も非常に大きいので、大変ですよ。

よろしければ、今のところはお提案のとおりで考えていきたいと思っております。

資料4中「㊦【工事請負契約】未熟練者（見習い、手元等）・年金等受給者」と「㊧【業務委託契約・指定管理協定】未熟練者（見習い、手元等）・年金等受給者」を事務局より説明

質疑・意見等

**【委員】**

先ほど資料2のところであった見習いのお話になりますが、豊橋市でも見習いというのはありますか。

**【事務局】**

豊橋市ですと、軽作業員の労働報酬下限額の67%を算定式にされています。

**【委員】**

最低賃金ではないのです。

**【事務局】**

今の算定式は豊橋市の工事の話ですので、業務委託はまた違う算定式です。

**【委員】**

やはり、この見習いのお話がネックになってきますか。何が見習いかっていう、使用者の恣意的なものが見て取れることもあるのかなと思います。いずれにしても、ここに出ている2件は、最低賃金を上回っているということで問題ないとは思いますが。

**【委員】**

まだ半年なので、1年は通してみないとわからないですね。悪用されると、見習いばかりになってしまうこともあるのかと。

**【事務局】**

案件としては、今年度はこれからは少ないと思いますが、1年通して、様々な業種で見ないといけない部分はあるかと思っております。

**【会長】**

936円という値段が妥当かどうかというところでしょうか。

ご異議がなければお提案のとおりということになりますが、よろしいでしょうか。

**【事務局】**

資料2の2ページ6番目の、見習い・年齢25歳・新卒3年目というところですが、この業者にどんな作業をされている方なのかなど再度確認することはできると思いますので、業者の理解が取れば、どんな状況か聞き取りをしたいと思います。

**【会長】**

無理のない範囲で調査してもらえれば、こちらも納得がしやすく、議論が進めやすいかと思いますので、可能でしたら調査をお願いします。

**(2) 労働報酬下限額の取扱いについて**

資料4中「労働報酬下限額の取扱いについて」を事務局より説明  
質疑・意見等

**【委員】**

反対ではないですが、質を上げるということからすれば、「原則として賃金台帳等の提出は求めず」と書かれているところが、事業者の負担を抑えるということでは理解はできますが、今後こういう対応も検討していくという表現であれば理解しやすいかと思います。今は「どうしても求める」ということではないので、先に「求めず」としてしまうのはどうなのかなと感じます。

**【事務局】**

この案とは違いますが、昨年度、「求めず」に「原則として」と入れてはどうかという意見があって、こういう表現になっています。こういった対応をした方が効果はあると認識していますので、考えていきたいと思います。

**【委員】**

「原則として」という表現があれば、何かあったときに提出を求めることができる読み取れますし、まったく求めないということではないので、よろしいかと思いますが。

**【委員】**

基本的に反対ではないので、前向きに考えて、こういったことになるくらいなら、というところでは。

**【委員】**

11条に立入調査に入ることができる規定があるので、「立入調査をすることができる」などと入れるのはどうでしょうか。抑止力にはなるかと思います。

**【事務局】**

条例の中にそういう項目がありますので、表現として入れた方が良いでしょうか。

**【委員】**

当然、条例に従ってやっていくわけですので、何かあれば立入調査が行われるのは前提となっているので、あえて入れるかどうかというところでしょうか。

**【委員】**

基本的にこれで良いかと思えます。先ほど出た見習いなど、わからないことがあったときに、審議会でどうだろうという課題にはなりますが、業者は労働報酬下限額以上で入札されているので、問題はないかと思えます。

**【委員】**

この案は出回るものではないのでしょうか。

**【事務局】**

たとえば、答申などの中に入れるということはないですが、「豊川市公契約条例の手引き」の中では、提出を求める場合もあるという書き方になっています。この案をそのまま使うのではなくて、手引書などに謳い込んであり、通して読んでいただければ、立入調査を行うこともあると読み取れるようにはなっています。

**【委員】**

そうであれば、そのままでもよろしいのではないのでしょうか。

**【会長】**

立入調査は非常に重要なことだと思いますが、この案では「確認書類」となっていますので、立入調査とはまた違うのかなという気もします。大事なことではありますが、ここに入れることではないかもしれません。

ここは次回もまた検討しますか。

この案だと、事業者の負担というところがすごく重視されていて、わからないでもないですが、表現をもう少し検討したらどうかという気はします。

**【事務局】**

今の案では「確認書類」という項目になっているので、賃金台帳の提出は、という流れになっていますが、立入調査について、どう盛り込むのか検討することはできると思えます。

**【会長】**

また、案を出していただいて議論することでもよろしいですか。事務局で案を検討いただければと思います。

ほかにはよろしいでしょうか。

ないようでしたら、以上で議題は終了しました。

## 7 閉会